

小松島競輪場施設整備事業要求水準書等作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

※本公募は、令和6年度事業を行うにあたり、令和6年3月定例会議における予算成立前の準備行為として募集を行うものである。

このため、令和6年度当初予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合は、契約を行うことができないため、留意の上応募すること。

1. 目的

本市競輪事業は、昭和25年に設置されて以来、70年以上の年月を経て開催が行われている。その間、競輪場施設の老朽化等様々な課題に対処するにあたっては、起債によらず、開催収益や基金を財源として活用することで、開催に必須となる施設から順次整備を行うこととしている。こうした中、ミッドナイト競輪の実施や包括業務委託を行うことによって、基金積立金の増額が可能となり、大幅な見直しが必要となった整備費用についても対応できる見通しがたっている。

そこで、令和5年9月に見直しを行った「小松島競輪場施設整備計画（改訂版）」では、スポーツパークを併設した新しい形による競輪場づくりを目標として掲げ、令和9年度・10年度の2か年で、デザインビルド（設計・施工一括発注）方式でメインスタンドをはじめとする施設についての整備を行うこととした。

2. 業務の概要

(1) 業務名

小松島競輪場施設整備事業要求水準書等作成業務

(2) 業務概要

小松島競輪場施設整備に係るメインスタンド等及びスポーツパーク整備をデザインビルド（設計・施工一括発注）方式で行うにあたり、基本計画の策定、事業スキームの検討、要求水準書等の作成及びアドバイザー業務を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

(4) 提案上限額

33,000 千円 (消費税及び地方消費税含む)

なお、履行期間中の提案上限額における債務負担額については、下記のとおりとする。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歳出額及び債務負担額	12,568 千円	16,002 千円	4,430 千円

3. 担当部署

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号

小松島市産業振興部競輪局

電 話:0885-32-0290

ファックス:0885-33-3122

メー ル:keirin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

4. 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定する。

5. 参加要件

応募者(共同企業体の場合は構成員全員とする)は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

(4) 配置予定技術者として、管理技術者、照査技術者及び技術担当者を以下のとおり配置すること。なお、各技術者は、応募者と正規雇用関係にあること。

① 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者とする。

② 照査技術者は、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者とする。なお、照査技術者は、管理技術者、担当技術者を兼ねることができない。

③ 担当技術者は、資格は問わないが、管理技術者、照査技術者を兼ねることができない。また、担当技術者は、その分担する業務内容により、複数配置することを妨げない。その場合には、本件における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者1名を選任すること。

(5) 安定的かつ健全な財務能力を有する法人であって、本業務を円滑に遂行できること。

(6) 税に滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6. 公表資料

公告にあたり、以下の資料を小松島市競輪局のホームページ上で公表する。

①小松島競輪場施設整備計画（改訂版）

②小松島競輪場施設整備事業要求水準書等作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

③小松島競輪場施設整備事業要求水準書等作成業務 仕様書

④受託候補者選定評価基準表

提出書類等（市が様式を示しているもの）については、下記のとおりとする。

- (1) 質問書（様式1）
- (2) 参加表明書（様式2）
- (3) 会社概要（様式3）
- (4) 業務実績（法人等）（様式4）
- (5) 業務実績（担当予定者）（様式5）
- (6) 誓約書（様式6）
- (7) 提案書表紙（様式7）
- (8) 業務実施方針（様式8）
- (9) 業務実施体制（様式9）
- (10) 提案書（様式10）
- (11) 内訳書（様式11）
- (12) 再委託先の業務実績（様式12）
- (13) 辞退届（様式13）

7.実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

公告日	令和6年3月22日（金）
参加表明書受付締切日	令和6年3月29日（金）
参加資格確認結果等通知発送	令和6年4月5日（金）
質問書受付締切日	令和6年4月24日（水）

質問書への回答日	令和6年4月30日(火)まで逐次
提案書受付締切日	令和6年7月10日(水)
提案書内容審査(プレゼンテーション等)	令和6年7月22日(月)から24日(水)
結果通知(提案書特定等)	令和6年7月下旬
優先交渉権者の公表	令和6年7月下旬
契約締結	令和6年8月上旬

※スケジュールは予定につき、変更する場合があります。

8. 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書(様式2)

②会社概要(様式3)

【添付書類】

- ・会社の沿革、組織がわかる書類(パンフレット等でも可)
- ・直近3期分の財務諸表(貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー)

③業務実績(法人等)(様式4)

法人等の過去10年間(平成25年4月1日から令和5年3月31日)に完了した同種・類似の業務実績(3件以内)を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等(テクリスも可)の写しを添付すること。

④業務実績(担当予定者)(様式5)

担当予定者の過去10年間(平成25年4月1日から令和5年3月31日)に完了した同種・類似の業務実績(3件以内)を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等(テクリスも可)の写しを添付すること。また、保有資格を確認できる資料の写しを添付すること。

⑤直近年度の納税証明書(未納額がない証明)

⑥誓約書(様式6)

⑦会社・法人の登記簿謄本

(2) 提出期限

令和6年3月29日(金)午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」に限る)。

持参の場合は、土日祝を除いた平日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号

小松島市産業振興部競輪局

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、書面により通知する(令和6年4月5日(金)発送予定)。

9. 質問書の受付・回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 提出期限

令和6年4月24日(水)午後5時必着

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、提出後には、電話により到着確認を行うこととする。また、他の方法による質問書は一切受け付けない。

(4) 提出先

小松島市産業振興部競輪局

電話:0885-32-0290

メール:keirin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和6年4月30日(火)まで逐次、小松島競輪公式ホームページで公開する。

10. 辞退届の提出

参加申し込み後、プロポータルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届(様式13)

(2) 提出期限

令和6年7月8日(月)午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」に限る)。

持参の場合は、土日祝を除いた平日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号

11. 提案書の提出

本プロポーザルに関する提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書表紙(様式7)

代表者印を押印のうえ、提案書の鑑表紙として提出すること。

② 業務実施方針(様式8)

業務の実施方針について記入すること。

③ 業務実施体制(様式9)

業務の実施体制、分担業務について記入すること。

④ 業務実施工程(任意様式)

令和6年8月上旬から業務に着手する場合を想定したうえで、基本計画策定、事業スキームの検討、要求水準書等作成、アドバイザー業務それぞれの業務を遂行する際の留意点を踏まえ、業務の実施工程について記入すること。

⑤ 再委託先の業務実績(様式12)

該当がある場合のみ。ただし、業務の一部であって、主要な部分ではないこと。

⑥ 提案書(様式10)

提案書の作成にあたっては、「小松島競輪場施設整備事業要求水準書等作成業務 仕様書」の内容を踏まえ、下記テーマについて案を作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。なお、提案書の記載方法については、A4判横書きで3枚以内とし、提案が2枚以上となる場合は、ページ下段に番号(1/1、2/2)を記載することとする。

⑦ 提案書テーマ

項目	内容
----	----

テーマ1	開催運営に支障のない構造・工法・工程及びスケジュールの考え方・検討プロセスについて
テーマ2	様々な属性を持った競輪ファン及び市民にとって魅力的な空間とするための考え方・検討プロセスについて
テーマ3	クライミング大会開催時の観客スペースについて、他のスポーツ施設を整備するなど、その有効利用の考え方・検討プロセスについて
テーマ4	事業費縮減(イニシャルコスト・ランニングコスト)の考え方・決定までの検討プロセスについて
テーマ5	基本計画の実現性を高めつつ、デザインビルドの事業者選定の際のリスクを踏まえた、要求水準書における条件設定や事業者選定の評価基準についての考え方・検討プロセスについて

⑧見積書(任意様式)

見積書(A4版で統一)については、内訳書(様式11)を参考に、本業務の経費の積算根拠がわかる資料を作成及び添付のうえ、金額(税抜及び税込額を明記)を提示すること。

(2) 提出期限

令和6年7月10日(水)午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」に限る)。

持参の場合は、土日祝を除いた平日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号

小松島市産業振興部競輪局

(5) 提出部数

提出書類①から⑧の順序で製本し、表紙の次項から通し番号を付け、簡易なA4ファイル(左綴じ)で提出すること。

●正本 1部(代表者員を押印したもの)

●副本 8部(正本の写し)

副本については、社名・社員等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で判読不能とすること。

●CD-R 1枚(正本をPDF形式で保存したもの)

12. 審査方法等

(1) 受託者選定会議の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、小松島競輪場施設整備事業要求水準書等作成業務受託者選定会議(以下「選定会議」という。)を設置する。ただし、参加要件については、事務局において審査及び確認を行うこととする。

(2) 選定会議

提案内容の審査は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング(プレゼンテーション30分程度、ヒアリング15分程度)により実施する。プレゼンテーションは原則として本業務に携わる予定の管理技術者が行うこととし、ヒアリングについてはそれ以外の者も可とする。参加者は管理技術者を含め3名以内とする。プレゼンテーションの際、追加資料(模型等を含む)の提示は認めない。発注者は、映写スクリーン、電源供給設備、プロジェクターのみ用意する。パソコン等それ以外に必要とされる機器、道具等がある場合は提案者が用意すること。

(3) 審査及び配点

プロポーザルの審査は、選定会議の各委員が評価を行うものとし、配点については、「13 提案書特定のための評価方法」のとおりとする。提案者の審査は、評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者として、次に評価点の合計が高い提案者を次点順位者として選定する。同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって受託候補者を選定する。参加者が1提案者の場合でも審査及び評価を実施する。なお、受託候補者の最低選定基準及び1提案者の場合の選定基準については、

総合評価得点が500点以上とする。

(4) 審査結果

審査結果は、令和6年7月下旬を目途に提案者に対し結果通知書により通知するとともに、小松島競輪公式ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申し立てについては、受け付けないものとする。

13. 提案書特定のための評価方法

別紙「業者選定評価基準表」による。

14. 提案者の失格次項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性に反する行為があった場合
- (6) 選定会議の委員に直接、間接を問わず、連絡を求めた場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定会議が失格と認めた場合

15. 契約手続き

契約は、仕様書及び受託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議のうえ、締結するものとする。提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様へ反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において受託候補者との協議により契約段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉

を行う。

16. その他の留意事項

- (1) 本件のプロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務に係る範囲において公表する場合やその他本市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例（平成12年条例第47条）で定める行政情報として取り扱うものとする。
- (6) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、受託候補者の選定をもって、提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手を決定するものではない。
- (7) なお、本業務の優先交渉権者となり、契約締結を行った業者（JVの場合は構成員を含む）については、デザインビルド（設計・施工一括発注）方式における公募型プロポーザル方式には参加できないものとする。